

**訪問看護  
重要事項説明書**

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている訪問看護について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからぬこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

**1 訪問看護を提供する事業者について**

事業者名称	公益財団法人 群馬慈恵会
代表者氏名	理事長 高橋 好一
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	安中市松井田町新堀 1300 番地 1 027-393-1301
法人設立年月日	昭和26年2月13日

**2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について**

**(1) 事業所の所在地等**

事業所名称	訪問看護ステーションせせらぎ
介護保険指定事業者番号	1061190052
事業所所在地	安中市松井田町新堀 1250 番地 2
連絡先 相談担当者名	027-386-9934 看護師 松本 律子
事業所の通常の 事業の実施地域	①安中市 ②富岡市妙義町

**(2) 事業の目的及び運営の方針**

事業の目的	指定訪問看護の必要性を医師に認められた利用者様に対し、適正な訪問看護のサービスを提供します。
運営の方針	利用者様が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者様の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	祝祭日および年末年始（12月31日から1月3日）までを除く毎週月曜日から土曜日まで
営業時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 土曜日 午前8時30分～正午

(4) 事業所の職員体制

管理者	看護師 松本 律子
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者様等への説明を行います。 3 利用者様へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者様又はそのご家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者様の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者様又はそのご家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 3名 非常勤 2名
看護職員 (看護師・准看護師)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常勤 3名 非常勤 2名

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	医師の指示及び利用者様に関わる居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、下記のうち、利用者様に必要と考える看護を提供します。 ① 症状・障害の観察 ② 褥瘡の予防・処置 ③ リハビリテーション ④ ターミナルケア ⑤ 認知症の利用者様の看護 ⑥ 療養生活や介護方法の指導 ⑦ カテーテル等の管理 ⑧ 在宅用医療機器の管理 ⑨ その他医師の指示による医療措置

#### (2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者様又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者様又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者様のご家族に対するサービス提供
- ④ 利用者様の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者様の行動を制限する行為（利用者様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者様又はご家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（医療保険を適用（利用者負担割合1割）する場合）について

	訪問看護 基本療養費Ⅰ	訪問看護 基本療養費Ⅱ	訪問看護 基本療養費Ⅲ	訪問看護 管理療養費
週3日まで	555円	278円	—	
週4日目以降	655円	328円	—	
入院中の外泊期間の看護	—	—	850円	—
月の初日の訪問日	—	—	—	767円
月の2回目以降の訪問日	—	—	—	250円

※ 訪問看護基本療養費はⅠ・Ⅱ・Ⅲのいずれかであり、同時に全てが算定されることはありません。

加 算	金額
難病等複数回訪問加算：1日に2回訪問した場合（1日あたり）	450円
難病等複数回訪問加算：1日に3回訪問した場合（1日あたり）	800円
緊急訪問看護加算（1日あたり）	265円
長時間訪問看護加算（1日あたり）	520円
乳幼児加算・幼児加算（1日あたり）	150円
複数名訪問看護加算：看護師等と同時訪問した場合（1日あたり）	450円
複数名訪問看護加算：准看護師と同時訪問した場合（1日あたり）	380円
複数名訪問看護加算：看護補助者と同時訪問した場合（1日あたり）	300円
夜間・早朝加算：開始時刻が午後6時～午後10時又は午前6時～午前8時の場合	210円
深夜加算：開始時刻が午後10時から午前6時の場合	420円
24時間対応加算（1ヶ月あたり）	652円
特別管理加算：特に重症度の高いと認められる方（1ヶ月あたり）	500円
特別管理加算：特に重症度が高いとは認められない方（1ヶ月あたり）	250円
退院時共同指導加算：退院もしくは退所時1回もしくは2回（1回あたり）	800円
特別管理指導加算：退院もしくは退所時1回	200円
退院支援指導加算：退院時1回	600円
在宅患者連携指導加算（1ヶ月あたり）	300円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算：月1回もしくは2回（1回あたり）	200円
訪問看護情報提供療養費① ② ③（1ヶ月あたり）	各150円
訪問看護ターミナルケア療養費：ターミナルケア1回 ①	2,500円
訪問看護ターミナルケア療養費：ターミナルケア1回 ②	1,000円
療養情報提供加算（診療情報提供料）	50円
訪問看護ベースアップ評価料	780円

※ 長時間訪問看護加算は、訪問看護基本療養費ⅠもしくはⅡが算定されている場合に、1時間半超の訪問看護を行った場合に加算します。

(4) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（医療保険を適用（利用者負担割合 2 割）する場合）について

	訪問看護 基本療養費Ⅰ	訪問看護 基本療養費Ⅱ	訪問看護 基本療養費Ⅲ	訪問看護 管理療養費
週3日まで	1,110円	556円	—	—
週4日目以降	1,310円	656円	—	—
入院中の外泊期間の看護	—	—	1,700円	—
月の初日の訪問日	—	—	—	1,534円
月の2回目以降の訪問日	—	—	—	500円

※ 訪問看護基本療養費はⅠ・Ⅱ・Ⅲのいずれかであり、同時に全てが算定されることはありません。

加 算	金額
難病等複数回訪問加算：1日に2回訪問した場合（1日あたり）	900円
難病等複数回訪問加算：1日に3回訪問した場合（1日あたり）	1,600円
緊急訪問看護加算（1日あたり）	530円
長時間訪問看護加算（1日あたり）	1,040円
乳幼児加算・幼児加算（1日あたり）	300円
複数名訪問看護加算：看護師等と同時訪問した場合（1日あたり）	900円
複数名訪問看護加算：准看護師と同時訪問した場合（1日あたり）	760円
複数名訪問看護加算：看護補助者と同時訪問した場合（1日あたり）	600円
夜間・早朝加算：開始時刻が午後6時～午後10時又は午前6時～午前8時の場合	420円
深夜加算：開始時刻が午後10時から午前6時の場合	840円
24時間対応加算（1ヶ月あたり）	1,304円
特別管理加算：特に重症度の高いと認められる方（1ヶ月あたり）	1,000円
特別管理加算：特に重症度が高いとは認められない方（1ヶ月あたり）	500円
退院時共同指導加算：退院もしくは退所時1回もしくは2回（1回あたり）	1,600円
特別管理指導加算：退院もしくは退所時1回（1回あたり）	400円
退院支援指導加算：退院時1回	1,200円
在宅患者連携指導加算（1ヶ月あたり）	600円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算：月1回もしくは2回（1回あたり）	400円
訪問看護情報提供療養費① ② ③（1ヶ月あたり）	各300円
訪問看護ターミナルケア療養費：ターミナルケア1回 ①	5,000円
訪問看護ターミナルケア医療費：ターミナルケア1回 ②	2,000円
療養情報提供加算（診療情報提供料）	100円
訪問看護ベースアップ評価料	780円

※ 長時間訪問看護加算は、訪問看護基本療養費ⅠもしくはⅡが算定されている場合に、1時間半超の訪問看護を行った場合に加算します。

(5) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（医療保険を適用（利用者負担割合3割）する場合）について

	訪問看護 基本療養費Ⅰ	訪問看護 基本療養費Ⅱ	訪問看護 基本療養費Ⅲ	訪問看護 管理療養費
週3日まで	1,665円	834円	—	—
週4日目以降	1,965円	984円	—	—
入院中の外泊期間の看護	—	—	2,550円	—
月の初日の訪問日	—	—	—	2,301円
月の2回目以降の訪問日	—	—	—	750円

※ 訪問看護基本療養費はⅠ・Ⅱ・Ⅲのいずれかであり、同時に全てが算定されることはありません

加算の種類	金額
難病等複数回訪問加算：1日に2回訪問した場合（1日あたり）	1,350円
難病等複数回訪問加算：1日に3回訪問した場合（1日あたり）	2,400円
緊急訪問看護加算（1日あたり）	795円
長時間訪問看護加算（1日あたり）	1,560円
乳幼児加算・幼児加算（1日あたり）	450円
複数名訪問看護加算：看護師等と同時訪問した場合（1日あたり）	1,350円
複数名訪問看護加算：准看護師と同時訪問した場合（1日あたり）	1,140円
複数名訪問看護加算：看護補助者と同時訪問した場合（1日あたり）	900円
夜間・早朝加算：開始時刻が午後6時～午後10時又は午前6時～午前8時の場合	630円
深夜加算：開始時刻が午後10時から午前6時の場合	1,260円
24時間対応加算（1カ月あたり）	1,956円
特別管理加算：特に重症度の高いと認められる方（1カ月あたり）	1,500円
特別管理加算：特に重症度が高いとは認められない方（1カ月あたり）	750円
退院時共同指導加算：退院もしくは退所時1回もしくは2回（1回あたり）	2,400円
特別管理指導加算：退院もしくは退所時1回（1回あたり）	600円
退院支援指導加算：退院時1回	1,800円
在宅患者連携指導加算（1カ月あたり）	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算：月1回もしくは2回（1回あたり）	600円
訪問看護情報提供療養費①②③（1カ月あたり）	各450円
訪問看護ターミナルケア療養費：ターミナルケア1回①	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費：ターミナルケア1回②	3,000円
療養情報提供加算（診療情報提供料）	150円
訪問看護ベースアップ評価料	780円

※ 長時間訪問看護加算は、訪問看護基本療養費ⅠもしくはⅡが算定されている場合に、1時間半超の訪問看護を行った場合に加算します。

(6) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割の額とします。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

[訪問看護]

サービス提供時間帯	20分未満			30分未満		
	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)
昼間 (上段:看護師による場合 下段:准看護師による場合)	3,140円	314円	628円	4,710円	471円	942円
	2,830円	283円	566円	4,240円	424円	848円
早朝・夜間 (上段:看護師による場合 下段:准看護師による場合)	3,930円	393円	786円	5,890円	589円	1,178円
	3,540円	354円	708円	5,300円	530円	1,060円
深夜 (上段:看護師による場合 下段:准看護師による場合)	4,710円	471円	942円	7,070円	707円	1,414円
	4,250円	425円	850円	6,360円	636円	1,272円

サービス提供時間帯	30分以上 1時間未満			1時間以上 1時間30分未満		
	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)
昼間 (上段:看護師による場合 下段:准看護師による場合)	8,230円	823円	1,646円	11,280円	1,128円	2,256円
	7,410円	741円	1,482円	10,150円	1,015円	2,030円
早朝・夜間 (上段:看護師による場合 下段:准看護師による場合)	10,290円	1,029円	2,058円	14,110円	1,410円	2,820円
	9,260円	926円	1,852円	12,690円	1,269円	2,538円
深夜 (上段:看護師による場合 下段:准看護師による場合)	12,350円	1,235円	2,470円	16,920円	1,692円	3,384円
	11,120円	11,12円	2,224円	15,230円	1,523円	3,046円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

サービス提供開始時刻が早朝、夜間の場合は、1回につき所定単位数の25/100、深夜の場合は50/100に相当する単位が加算されます。

## [介護予防訪問看護]

サービス提供時間帯	20分未満			30分未満		
	利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)
昼間 (上段:看護師による場合 下段:准看護師による場合)	3,030円	303円	606円	4,510円	451円	902円
	2,730円	273円	546円	4,060円	406円	812円
早朝・夜間 (上段:看護師による場合 下段:准看護師による場合)	3,790円	379円	758円	5,640円	564円	1,128円
	3,410円	341円	682円	5,080円	508円	1,016円
深夜 (上段:看護師による場合 下段:准看護師による場合)	4,550円	455円	910円	6,770円	677円	1,354円
	4,100円	410円	820円	6,090円	609円	1,218円

サービス提供時間帯	30分以上 1時間未満			1時間以上 1時間30分未満		
	利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)
昼間 (上段:看護師による場合 下段:准看護師による場合)	7,940円	794円	1,588円	10,900円	1,090円	2,180円
	7,150円	715円	1,430円	9,810円	981円	1,962円
早朝・夜間 (上段:看護師による場合 下段:准看護師による場合)	9,930円	993円	1,986円	13,630円	1,363円	2,726円
	8,940円	894円	1,788円	12,260円	1,226円	2,452円
深夜 (上段:看護師による場合 下段:准看護師による場合)	11,910円	1,191円	2,382円	16,350円	1,635円	3,270円
	10,730円	1,073円	2,146円	14,720円	1,472円	2,944円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時 間 帯	午前 6時から 午前 8時まで	午前 8時から 午後 6時まで	午後 6時から 午後 10時まで	午後 10時から 午前 6時まで

サービス提供開始時刻が早朝、夜間の場合は、1回につき所定単位数の25/100、深夜の場合は50/100に相当する単位が加算されます。

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加 算	利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	算 定 回 数 等
緊急時訪問看護加算Ⅱ (訪問看護ステーション)	5740円	574円	1148円	1月に1回
特別管理加算(I)	5,000円	500円	1,000円	1月に1回
特別管理加算(II)	2,500円	250円	500円	
ターミナルケア加算	25,000円	2,500円	5,000円	死亡月に1回
初回加算(I)※1	3,500円	350円	700円	初回のみ
初回加算(II)※2	3,000円	300円	600円	初回のみ
退院時共同指導加算	6,000円	600円	1,200円	1回当たり
看護介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	1月に1回
複数名訪問看護加算	2540円 4020円	254円 402円	508円 804円	1回当たり(30分未満) 1回当たり(30分以上)
長時間訪問看護加算	3,000円	300円	600円	1回当たり
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10/100	所定単位数の10/100の1割	所定単位数の10/100の2割	1回当たり
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5/100	所定単位数の5/100の1割	所定単位数の5/100の2割	1回当たり
サービス提供体制強化加算(I)	60円	6円	12円	1回当たり
サービス提供体制強化加算(II)	30円	3円	6円	1回当たり

- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者様の同意を得て、利用者様又はそのご家族等に対して24時間連絡を受けることができる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者様(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかっこ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。
- ※ 特別管理加算(I)は①に、特別管理加算(II)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。
  - ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
  - ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
  - ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
  - ④ 真皮を超える褥瘡の状態
  - ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者様について、利用者様又はそのご家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、他系統萎縮症（綿条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオント病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 1 退院日または退所した当日に訪問を行った場合に加算

※ 2 ※ 1 以外で初回に訪問した場合に加算

※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中のかたが退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者様に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に訪問看護を行う場合（利用者様の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（1 時間以上 1 時間 30 分未満）に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた 1 時間 30 分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※ 中山間地域等における小規模事業所加算は、当訪問看護事業所の 1 月当たりの延訪問回数（前年の平均延訪問回数）が 100 回以下である場合に、利用者様の同意を得て加算します。なお、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。

- ※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、中山間地域等に居住している利用者様に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問看護を行った場合に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収しません。また、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、前年度の月平均で30人以上にサービス提供を行い、当該建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

#### 4 その他の費用について

	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。	
① 交通費	片道の道のり	請求額
	通常の事業の実施地域内	請求しません
	通常の事業の実施地域を超えて、事業所から片道おおむね20キロメートル未満	500円
	事業所から片道おおむね20キロメートル以上30キロメートル未満	1,000円
	事業所から片道おおむね30キロメートル以上	1,500円
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	当日(訪問予定時刻の1時間以上前)のご連絡の場合	1 提供当りの利用料の額の合計(医療保険適用の場合は10割負担額)の10%を請求いたします。
	1時間前までにご連絡のない場合	1 提供当りの利用料の額の合計(医療保険適用の場合は10割負担額)の50%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

## 5 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月末日までに利用者あてお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の翌月末日までに、現金支払いによりお支払い下さい。 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 松本 律子 イ 連絡先電話番号 027-386-9934 同ファクシミリ番号 027-393-5421 ウ 受付日及び受付時間 平 日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:00
---	---

※ 担当する看護職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

## 7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

## 8 虐待の防止について

事業者は以下の虐待防止のための責任者を選定し、虐待防止のための指針を作成します。また虐待防止を検討する委員会を設立し、定期的な委員会を開催します。職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し、サービス提供中に当事業所職員または養護者（利用者の家族高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します

虐待防止に関する責任者	看護師 松本 律子
-------------	-----------

## 9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、</p>

	情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--	---

## 10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険
保険名	日本訪問看護財団あんしん総合保険制度ステーション賠償責任保険
保障の概要	業務の遂行に伴い日本国内において発生した【対人・対物事故】、【管理財物事故】、【人格権侵害事故】のいずれかの事故に起因して事業者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金が支払われる。

## 12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

## 15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧を請求できます。

## 16 衛生管理等

事業者は感染症の予防及び、まん延防止の指針を作成します。また感染症の予防及び、まん延防止のための対策を検討する委員会を設立し、定期的な委員会を開催します。職員に対する感染症対策の予防及び、まん延防止のための研修、訓練を行い、職員の清潔の保持及び、健康状態について必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等についても、衛生的な管理に努めます。

## 17 第三者評価について

当ステーションでは第3者評価についての認定を受けていません。

## 18 身体拘束の原則禁止

訪問看護を行うにあたって、利用者の生命または身体の保護を優先するための緊急時を除き、利用者の行動を制限する行為は行わないこととします。

## 19 ハラスメントおよび就業環境の確保

事業所はハラスメント対策のための対応を以下のとおりとします。

- (1) 事業所内において行われるハラスメントにより、事業所の就業環境が損なわれることを防止するための方針の明確化と必要な措置を講じます。
- (2) カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化と必要な措置を講じます。
- (3) 事業所内におけるハラスメントの内容およびおこなってはならない旨の方針を明確化し職員に周知します。

20 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

(1) 訪問看護計画を作成する者

氏名	松本 律子
連絡先	027-386-9934

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額

本項目は契約時に記載をいたします

曜日	訪問時間帯	サービス内容	医療保険 介護保険 適用の有無	利用料	利用者 負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当たりの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額					

(3) その他の費用

①交通費の有無	重要事項説明書4-①記載のとおりです。
②キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。

(4) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

## 21 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

苦情受付担当者	管理者 松本 律子
手順	相談又は苦情については原則として上記の管理者が対応し、相談又は苦情について会議を開き、事業所の問題点を整理抽出し、今後の改善について検討し、文書で回答します。

### (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	所在地 安中市松井田町新堀 1250 番地 2 訪問看護ステーションせせらぎ 電話番号 027-386-9934 受付時間 平日 8:30~17:00 土曜日 8:30~12:00
安中市役所 保健福祉部 介護高齢課 高齢者対策係	所在地 群馬県安中市安中 1-23-13 電話番号 027-382-1111 (内線 1181) 受付時間 9:00~17:15
富岡市役所 健康福祉部 高齢介護課 高齢福祉係	所在地 群馬県富岡市富岡 1460-1 電話番号 0274-62-1511 (内線 1483) 受付時間 8:30~17:15
群馬県国民健康保険団体連合会 (介護保険推進課)	所在地 群馬県前橋市元総社町 335-8 電話番号 027-290-1363 受付時間 9:00~17:00

## 22 その他の事項

- ① 訪問看護を利用中に体調が悪くなった場合は、すぐにお申し出ください。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ② 利用者様又は利用者様と同居の方について、他の利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、またはその可能性がある場合は、速やかに事業所にご連絡ください。必要な措置について助言するとともに、訪問看護の内容を変更または中止することがあります。

23 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年　　月　　日
-----------------	---------

上記内容について、利用者様に説明を行いました。

事業者	所在 地	安中市松井田町新堀 1250 番地 2	
	法人 名	公益財団法人 群馬慈恵会	
	代表 者名	理事長 高橋 好一 印	
	事 業 所 名	訪問看護ステーションせせらぎ	
	説明者氏名	印	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印